

神大・法科大学院開設記念 国際シンポジウム 司法制度改革に関する国際比較

横浜弁護士会 会長 高橋 理一郎

ご紹介に預かりました横浜弁護士会会長の高橋です。

本日は、神奈川大学法科大学院開設記念「国際シンポジウム」開催おめでとうございます。また、日ごろから当会の活動に対しまして、ご理解とご協力を頂いておりますことに心から感謝申し上げます。

ご承知のとおり、司法制度改革審議会の最終意見書が出され、2001年10月に制定されました司法制度改革推進法によって、3年間の時限で始まった今次の司法制度改革の具体的な法制上・財政上の施策実施も、この11月でほぼその作業を終えようとしております。このような時期に、比較法制度論的な視点から、司法制度改革の現状と展望についての国際シンポジウムを開催するというこ

の試みは、まさに時宜を得たものであり、大変興味深いテーマであります。

ところで、当会では、過日、韓国の水原弁護士会を訪問し、両弁護士会の交流行事の一環として、両国の司法改革、特に法曹養成制度改革に重点を置いたセミナーを行ってまいりました。そのセミナーには、現役の裁判官や検察官もパネリストとして参加され、ちょうど韓国では、法科大学院制度の導入が決まったばかりでしたが、傾聴に値する率直な反対意見を述べておられたのが印象に残っております。

また、今後の法曹養成制度のあり方についても示唆に富む意見交換がなされるなど意義のあるセミナーでした。そして、このように、この交流を成功裡に終えることができましたのは、本日のシン



山火学長

高橋横浜弁護士会会長

尹大奎教授

朴種文韓国横浜総領事

ポジウムの実行委員長を務めておられます郷田先生が同行してくれたお陰であり、改めて感謝申し上げます。

さて、先の審議会の意見書によりますと、今次の司法制度改革は、日本の社会において、あまねく法の支配を浸透させるために行うものであり、

そのためには、司法制度の諸々の仕組みとその担い手である法曹のあり方を改革する必要があるということでありました。

この改革の理念については、あまり異論がありません。しかし、その改革のための具体的な諸施策の評価となりますと、特に、改革に伴う司法予算の拡大が不透明であるだけに、弁護士会内部におきましても多くの議論があるところであり、今後その具体的な運用と施策を見ながら、その検証を十分に行う必要があるものと思っております。

もっとも、国外に目を転じてみますと、こうした司法制度の改革は、日本固有の現象というわけではないようです。むしろ、グローバル化という時代の要請の中で、先進国共通の現代的な課題のようにも見受けられます。勿論のことながら、一国の司法制度は、その国の統治機構における司法の位置付けやこれまでの歴史的経過、そして国民性などによって形成されてきていますので、各国の司法制度改革には、各国固有の事情や

特徴が認められるのは当然です。しかし、他方では、法曹養成におけるロースクール制度のように、デファクトスタンダードとしてのアメリカモデルの影響を強くみてとることもできます。

本日のシンポジウムでは、おそらく日本・韓国・中国3国それぞれの司法改革がどのようなものであり、あるべき司法の姿があるものへと収斂してゆくものなのか、それとも国情や国民の意識によってその国特有の方向に向かうことになるのか大変難しく興味ある議論が展開されることになるものと思われます。最後に、今後ともこうした比較法制度論的な方法により、国際レベルでの司法制度あるいは法曹のあり方がさらに探求されますことと本日のシンポジウムが実り多きものとなりますことを祈念し、私の開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。

(2004年10月11日)